

分科会の名称の見直しについて

1 経過

これまでの「子育て応援プラン」は、妊娠、出産、子育てを応援するための、大人を中心とした支援計画でした。

令和7年度から令和 11 年度を計画期間とした新プランは、生まれたこどもが成長し、やがて親として次 世代を育てる、およそ40年にわたる「人としての成長過程のトータル」を、こども若者期として捉え、『飯田（ここ）で育って、育てて よかった』と実感できるまちをつくるための「飯田市こども若者まんなかプラン」としました。

2 国の動き

こども基本法（令和6年4月施行）は、こどもの定義を「心と身体の発達の過程にある人」とし、年齢を区切りません。また、同法第9条こども大綱において、子ども・若者育成支援を包括的に取り扱うと定めたことから、国や地方公共団体は「子どもや子育てに関する取組や、若者に関する取組などを、総合的かつ計画的に推進することとなりました。

3 児童福祉分科会の動き

今年度から、市の児童福祉分科会も、審議の範囲を「子育て」から「子ども・若者・子育ての支援」に拡大することとしました。また、委員公募に若者枠を設け、直接若者の声を政策立案に反映できるものとしました。

これに併せ、当審議会条例の規定の見直しを検討する必要が生じています。その際、分科会の名称を「児童福祉」から「子ども若者」を対象とする表現へ見直してはどうか、との意見がありました。

4 他の地方公共団体の例

(1) 西東京市「子ども・若者審議会」(令和7年度 名称変更)

子どもや子育てに関する取組や、若者に関する取組などを総合的かつ計画的に推進するために、子育て当事者の方や若い世代の方、有識者の方々からご意見をいただいています。また、子ども・子育て支援法に基づく「地方版子ども・子育て会議」の役割と、こども基本法に基づく「こども施策に係る事務の実施に係る協議会及び連絡調整を行うための協議会」の役割も担っています。

「子ども・若者審議会」は、平成 13 年度に条例で設置した「子ども福祉審議会」を前身として平成 25 年度に設置された「子ども子育て審議会」について、令和7年度に名称を変更したものです。

審議会には2つの専門部会があります。(計画専門部会・公立保育園あり方検討専門部会)

(2) 東大和市「子ども・若者・子育て会議」(令和7年8月 名称変更)

子ども・子育て支援法第72条の規定に基づき、及び東大和市における子ども、若者及び子育てに関する施策を総合的に推進するため、市長の附属機関として、東大和市子ども・若者・子育て会議を設置しています。東大和市長の諮問に応じ、下記の事項を調査審議するための会議です。

- ① 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- ② 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。
- ④ 子ども・子育て支援に関する施策の実施状況に関すること。
- ⑤ その他子ども、若者及び子育てに関する施策の推進に関し必要な事項

令和7年8月1日より、東大和市の子ども、若者及び子育てに関する施策を総合的に審議するとともに、若者の意見反映の取組を推進することを目的に、会議の名称を「子ども・子育て支援会議」から「子ども・若者・子育て会議」に変更しました。

(3) 狛江市「子ども・若者・子育て会議」(令和4年度 名称変更)

子ども・子育て支援法に基づき、各市町村が設置する合議制の機関です。平成25年度から有識者、関係機関、公募市民、市職員による「狛江市子ども・子育て会議」を設置しています。令和4年度から、名称を「狛江市子ども・若者・子育て会議」に変更し、子ども・子育てに加え、若者に関する事項について審議しています。

狛江市子ども・若者・子育て会議では、次に掲げる事項について審議し、市長に意見を述べています。

- ① 特定教育・保育施設（保育園、幼稚園、認定こども園等）の利用定員に関すること。
- ② 特定地域型保育事業（認証保育所、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、保育ママ等）の利用定員に関すること。
- ③ 子ども・若者応援プラン（市町村子ども・子育て支援事業計画）に関すること。
- ④ その他、狛江市における子ども・若者・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関することと、当該施策の実施状況に関すること。

(4) 箕輪町「こども・若者審議会」(令和7年8月 名称変更)

こども及び子育てに関する支援並びに若者に関する施策に関する重要事項について調査審議を行わせるため、町長及び教育委員会の附属機関として箕輪町こども・若者審議会を置く。

この審議会は、子ども・子育て支援法第72条第1項の合議制の機関とする。また、箕輪町こども・子育て応援条例第10条第2項及び第11条第2項の合議制の機関とする。

- ① 法第72条第1項各号に掲げる事務の処理に関すること。
- ② 条例第10条第2項及び第11条第2項に掲げる市町村こども計画の策定、見直し及び評価について町長の諮問に応じて調査審議し、意見を述べること。
- ③ 前2号に掲げるもののほか、こども及び子育てに関する支援並びに若者に関する施策に関するもの。

(5) 長浜市「未来こども若者会議」(令和5年4月 名称変更)

こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項及び第5項の規定による計画の策定、進行管理その他こども及び若者に関する総合的な施策の推進に関し、必要な事項について調査審議する場として令和5年4月に設置しています。

(6) 大阪市「児童福祉審議会」(名称変更せず、審議委員を拡大)

大阪市児童福祉審議会の「こども・若者委員」を募集します（7年7月）

大阪市では、こども基本法第11条の理念に基づき、こども・若者当事者の声の施策への反映や政策決定過程への参画を促進することを目的に、こども・若者当事者を審議会の委員（以下「こども・若者委員」という。）として委嘱することとし、その委員について公募により募集します。

次の要件を全て満たすこと。

- ① 令和7年4月2日現在、満18歳以上満30歳未満の市内居住者又は大阪府内に通勤、通学する者
- ② 本市の附属機関等の委員になっていない者
- ③ 本市職員でない者
- ④ 年複数回、平日に開催する審議会（2時間程度）に出席できる見込みがあること
- ⑤ 本市からの案内や資料を電子メール（ワード、エクセル等）で受け取ることのできる環境があること

5 飯田市社会福祉審議会条例の改正について

- (1) 当分科会の所掌事務に、「子ども、若者及び子育てに関する施策の総合的な推進に関する事項」を加えます。条例は、法制上の審議のうえ、市議会で議決して改正されます。
- (2) これに併せ、分科会の名称を「児童福祉分科会」から「(例) こども若者分科会」へ改称することが可能です。
- (3) 改正案の例

改 正 前	第8条(1) 児童福祉分科会 児童、母子家庭、父子家庭等及び寡婦の福祉に関する事(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に規定する事項を含む。)
改 正 後	第8条(1) <u>こども若者分科会</u> 児童、母子家庭、父子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項 <u>及び子ども、若者及び子育てに関する施策の総合的な推進に関する事項</u> (子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に規定する事項を含む。)